

平成 22 年 10 月 2 日

Cancer Quality Initiative (CQI) 研究会 運営細則

(入会)

1. 入会のための施設条件を次の通りとする。
 - (ア) がん診療連携拠点病院、または、院内がん登録を実施している DPC 病院。ただし、がん診療連携拠点病院以外の施設の入会に際しては、世話人会の審査を要する。
 - (イ) 実施設名でのベンチマーク分析に同意している。
2. 入会の事務手続きはグローバルヘルスコンサルティング・ジャパンに委託する。

(データの収集と分析)
3. 会員施設は毎年、データの提出を行う。ただし、休会または退会の場合はその限りとしなない。
4. 提出するデータは次の通りとする。
 - (ア) DPC データ(7 月～12 月退院症例): 年 1 回提出
 - (イ) 院内がん登録データ: 随時提出
 - (ウ) アンケート調査: 随時提出
5. データの分析にあたり、会員施設に対して都度の確認は行わない。
6. データの収集、分析および保管はグローバルヘルスコンサルティング・ジャパンに委託し、会員施設はグローバルヘルスコンサルティング・ジャパンとの間に守秘義務契約を締結する。

(分析結果の提供)
7. 分析結果の提供先はデータを提出した会員施設に限る。
8. 分析結果の提供は個別の施設名が特定される形式で行う。

(分析結果の公表)
9. 参加施設名を公表する。
10. 分析結果の公表に際しては、個別の施設が特定されない形式での公表とする。ただし、世話人施設についてはその限りとしなない。
11. 報道機関に対しては個別施設名が特定されない条件で取材を許可する。その際に、本研究会の目的を当該報道機関へ、文書で事前に通知する。

(研究会の開催)
12. 研究会の開催にかかわる幹事を毎年度、決める。幹事は世話人会で選出され、研究会の開催を執り行う。

以上